

人権政策を政治の柱に！

民法改正を求める 8. 3 緊急院内集会アピール(案)

選択的夫婦別姓制度や婚外子相続差別撤廃の民法改正は、政権交代しても実現していません。昨年の通常国会では、議員立法案の提出もなかったため、10年以上法案を提出してきた民主党が政権をとって、初めて法案提出が途切れるという残念な結果となりました。今国会では予定提出法案にもされておらず、国会での議論もほとんどありません。

政権交代で実現するものと期待していた多くの当事者やNGOは、民主党政権に失望するだけでなく、政治に対する不信を一層深めています。そのような中、今年2月14日には、夫婦同氏規定の違憲性や女性差別撤廃条約違反を問う初めての国家賠償訴訟も提起されました。

民法改正を求める声の高まりは国内だけではありません。1993年以降国連の各種人権機関が改善を再三勧告しています。とりわけ、女性差別撤廃委員会は勧告に従わない日本に対し、法改正はもちろん、法改正に向けどのような措置を講じたか2年以内に報告するようフォローアップの対象とし、今月がその提出期限になっています。このままでは、今まで以上に厳しい評価を受けるものと思われます。

民法改正が実現しないことや人権政策の立ち遅れは、多くが政治の問題です。人権問題を政策の中心に据えない日本の政治と政治家は、あらゆる場面で少数者や社会的に弱い立場の人たちを排除しています。

私たちは、この集会の参加者の総意として、民法改正案の今国会での提出を求めるとともに、人権に関する政策が政治の中心となることを強く要望します。

2011年8月3日

集会参加者一同